

助成金実務研究会 発表 レジューメ

両立支援等助成金 育児中等業務代替支援コース 新規雇用

はじめに・・・**参①～④**

育児休業取得者の代替要員に関する両立支援助成金の項目が従来の育児休業等支援コースの中の業務代替支援の新規雇用より、令和6年1月より増設された育休中業務代替支援コースの中の新規雇用に拡充変更されました。

1. 概要…手引き 90 ページ

- ①育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用により確保した場合
- ②中小企業のみ
- ③令和6年1月1日以降に育児休業（産後休業から連続の場合は産後休業）を開始している場合

2. 支給額…手引き 91 ページ

- ①育児休業期間中に業務代替した期間に応じて金額決定
7日以上14日未満・・・9万円から
6箇月以上・・・67.5万円 迄5段階にて設定
★プラチナくるみん認定事業主への割増有
- ②有期雇用労働者加算・・・10万円加算
★対象育児休業労働者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1ヶ月以上の場合
- ③育児休業等に関する情報公表加算・・・2万円加算

3. 支給申請の流れ…手引き 92 ページ

- ①現職等復帰の取り扱いを就業規則等に規定（育児休業1ヶ月以上の場合のみ）
- ②代替要員の雇入れ
- ③育児休業の取得、育児休業取得者の業務を代替
- ④職場復帰

⑤継続雇用3か月（育児休業1ヶ月以上の場合のみ）

⑥支給申請

4. 支給要件…手引き 125 ページ

①手当支給等（項目名）とはどちらかみの支給となる

②育児休業制度を休業開始日前日迄に就業規則等に定めること

③一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること

★以下は育児休業期間が1ヶ月以上の場合の要件

④育児休業取得者を現職復帰させる旨を就業規則等に定めること

⑤育児休業終了後、対象労働者を原則として現職等に復帰させたこと

⑥対象労働者を現職復帰した日から3か月以上雇用保険被保険者として雇用していること

5. 支給要件の詳細・・・手引き 126 ページから 130 ページ

(1)代替要員に関して・・・手引き 126 ページ

①代替要員は一部のみ代替、複数の代替要員で分担も可能

②業務に関する手当は代替要員にも支払う必要あり

③育児休業取得者と同一事業所、部署で勤務

④所定労働時間が育児休業取得者の2分の1以上であること

⑤代替要員の雇用開始時期が、育児休業取得者の妊娠の事実を事業主が知った時期以降であること

⑥同僚が育児休業取得者の業務を代替し、当該労働者の業務代替者を確保した場合も支給対象になる

(2)対象労働者の育児休業に関して・・・手引き 127 ページ

①育児休業は令和6年1月1日以降に開始するもの

②7日以上の育児休業（産後休業）

③所定労働日でない休日を育児休業の日数に加算できる・・・手引き 131 ページ

(3)育児休業制度等の定めに関して・・・手引き 128 ページ

①育児休業開始日の前日までに定める

②短時間勤務制度の手続きや賃金の取り扱いについて就業規則等で規定し、運用する。・・・参⑤

(4)一般事業主行動計画に関して・・・手引き 128 ページ・・・参⑥～⑧

①支給申請日までに策定、届出、公表及び周知されている必要あり

★以下は育児休業期間が1ヶ月以上の場合の詳細

(5)現職等に復帰に関して

①復帰までに就業規則等に規定

②同一部署、同一業務、同一地位への復帰（本人の希望の例外は認められるケース有）・・・参⑨～⑩

6. 支給額・・・手引き 131 ページ

①プラチナくるみん認定事業主加算・・・育児休業開始日までに認定

②複数の期間に分かれる場合は表の右覧の1か月、3か月、6か月を30日、90日、180日で読み替える

③業務代替期間に2月を含む場合は1、3、6月を2日減算で当てはめる

④有期契約労働者の1ヶ月以上である場合10万円加算

7. 申請手続き・・・手引き 132 ページ～133 ページ

①育児休業期間が1か月未満の場合・・・育児休業終了日の翌日から2か月以内

②育児休業期間が1ヶ月以上の場合・・・育児休業終了日の翌日から3か月を経過する日の翌日から2か月以内

③産後休業から連続の場合は産後休業期間を含んで判定

④2回以上分割して取得の場合は合計30日以上で判定

⑤1年度10人迄、初回より5年間(最初の労働者の支給要件を満たした日より)・・・くるみん認定事業主例外有

⑥申請先・・・都道府県労働雇用環境・均等部(室)

⑦郵送の場合は配達記録が残る方法、期限内必着

8. 申請に必要な書類に関して・・・手引き 134 ページから 135 ページ・・・1 ヶ月以上休業の場合

①就業規則、関連する労使協定・・・育児休業開始時点、改定がある場合は改定後の就業規則等も提出

②育児休業申出書、期間変更申出書、短時間勤務申出書

③育児休業取得者(休業前、復帰後)及び代替要員の労働条件通知書

④シフト制勤務の場合は勤務シフト表、組織図・・・参⑪

⑤育児休業取得者の休業前 1 ヶ月から復帰後 3 か月の出勤簿等と賃金台帳

⑥代替要員の雇入れから休業者復帰後 3 か月の出勤簿等と賃金台帳

⑦母子健康手帳等

⑧次世代法に基づく一般事業主行動計画届

⑨短時間勤務の場合、賃金計算方法が確認できる書類・・・参⑫

7. 育児休業等に関する情報公表加算に関して

①両立支援のひろばの一般事業主行動計画公表サイトにて直近事業年度の 3 情報を加算

②1 事業主 1 回限り 2 万円加算

8. その他